

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第5号

新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第3条に次のただし書を加える。

ただし、条例第19条第1項に定める事由が生じた年度を越えて引き続き保険料の減免を行う必要があると連合長が認める場合は、連合長が認める期日まで減免の措置を延長するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。